

# 仕様書

## 1 業務名称

令和8年度 浪速区文化スポーツ振興事業 業務委託

## 2 事業の目的

- ・浪速区の地域文化の向上を図り、区民誰もが楽しめる、生涯スポーツ事業や文化事業等を通じて、幅広い世代の区民が相互に交流を深め、それぞれの協働による地域コミュニティの形成を促進すること。
- ・事業の企画運営段階から、新たな団体等（区民、地域活動団体、N P O、企業、行政など）が参画できる仕組みを構築したうえで、積極的にアプローチするなど、本事業を機に、さまざまな主体が多様に協働するマルチパートナーシップの形成を促進すること。
- ・若年層やこどもを含むすべての区民が、「人と人とのきずな」地域における「つながり」を感じることができる地域社会づくりを促進すること。
- ・これまで地域活動への関わりが薄かった人たちが関心を持ち、生涯スポーツ事業や文化事業等を通じて、市民相互の交流を行うことができるまちづくりの推進に寄与すること。

## 3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 4 業務内容

### (1) こども・青少年を主な対象とした事業

将来的にコミュニティを担う、地域に住み学ぶこども・青少年の健全育成をめざし、まちとの繋がり、ふるさと意識や、人と人のふれあいの大切さを認識できる場に繋がる事業の実施。

○こどもや青少年が主な対象となる参加型事業の実施

(年間1事業以上、参加目標300人以上)

### (2) 生涯スポーツ・健康推進をテーマとした事業

区民の誰もが気軽に参加できる生涯スポーツ活動や、区民ニーズに合ったプログラムによる健康推進事業を推進することで、世代を問わない参加者間の交流の促進、新しいコミュニティづくりに繋がる事業の実施。

○多世代が参加できる生涯スポーツ事業の実施(年間1事業以上、参加目標200人以上)

○多世代が参加できる健康推進に関する事業(年間1事業以上、参加目標200人以上)

### (3) 文化・芸術に親しむ事業

区内で多様な芸術・文化活動を行う市民団体等と連携・協力し、その発表の場として、また、芸術・文化を通じた新たなコミュニティづくりに資する事業の実施。

○芸術文化活動の披露及び交流の場となる事業の実施

(年間1事業以上、参加目標500人以上)

#### ※各事業における共通事項

- (ア) 事業の企画運営段階から、新たな団体等（区民、地域活動団体、N P O、企業、行政など）が参画できる仕組みを構築したうえで、積極的にアプローチし、担い手の発掘や育成、新しい層を巻き込むための工夫をすること。
- (イ) 事業の企画・運営（会場設営、撤収、警備、清掃、ごみ廃棄等の環境美化を含む）を行うこと。
- (ウ) 事業の広報、認知度アップを図ること。
  - チラシ・ポスター、WEB (Facebook, X, SNS) 等、多様なツールの活用
  - 外国籍住民が参加しやすい環境を整備（やさしい日本語・外国語表記など）
  - ポスター掲示協力店の募集（区内のコンビニ・スーパー・個人商店）
- (エ) 参加者及び各種団体へのアンケート等を実施し、事業の効果検証を行うとともに単なる満足度調査に留まることなく、将来のコミュニティ活動のめざす姿を意識したニーズ調査とすること。また、アンケートの結果を発注者に提出すること。
- (オ) 事業の開催日については、発注者と協議の上、決定すること。
- (カ) SDG s を意識した事業運営とすること。
- (キ) 各事業規模の数値目標を明確にし達成度合いによっては対策を講じること。
- (ク) その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと。

#### 5 事業実施計画書の作成・提出

事業実施にあたっては、契約締結後速やかに、事業実施計画書を提出し、本市担当者と協議すること。

#### 6 事業実施報告書の提出

各事業終了後 20 日以内に次の①～④事業報告書を作成し、発注者に書面で提出すること。また、全事業を通じての効果検証を行い、3月 31 日までに結果を発注者に書面で提出すること（いずれも提出部数は 1 部とする）。

- ① 各事業の開催報告  
(内容、参加者数、写真、広報実績、効果検証・課題・改善点等)
- ② アンケート集約結果
- ③ 実行委員会等の開催経過（資料・参加者名簿・議事要旨等）
- ④ その他、本事業の履行が確認できるもの

#### 7 費用

- (1) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委託金額に含まれるものとし、発注者は委託金額以外の費用を負担しない。
- (2) 委託金額の支払いについては、契約期間内に業務を完了した後、発注者による内容の検査を経て、委託金額を支払うものとする。

## 8 再委託に関する項目について

- (1) 令和8年度浪速区文化スポーツ振興事業業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対し対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 9 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

## 10 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、受注者は、事前に発注者と十分に協議すること。また、業務遂行に支障のないよう発注者との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (2) 広報印刷物の作成にあたっては、他者の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者から書面にて使用に関する許諾を得ること。また、印刷にあたっては校正及び色校正を必ず行い、発注者の了解を得ること。

## 11 その他

- (1) 本仕様書及び特記仕様書並びに契約書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定めることとする。但し、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 個人情報を取り扱う場合については、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、契約書の各条項を遵守し、適正な管理に努めること。

## 特記仕様書

### (条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。  
(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

## 不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：委託先事業者)